様式第28（第136条関係）

財産及び収支に関する報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

許可番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

第　　期　　（自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日）

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法施行規則第136条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1．許可割賦販売業者又は法第35条の３の61の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）に関する状況

(1) 貸借対照表に関する事項（別表(イ)により記載すること。）
(2) 損益計算書に関する事項（別表(ロ)により記載すること。）
(3) 減価償却、人件費等に関する事項（別表(ハ)により記載すること。）
(4) 従業員数に関する事項（別表(ニ)により記載すること。）
(5) 予約前受金の内訳に関する事項（別表(ホ)により記載すること。）
(6) 密接な関係を有する者（以下「関係会社」という。）の状況に関する事項（別表(ヘ)により記載すること。）

2．関係会社に関する状況

(1) 貸借対照表に関する事項（別表(イ)により記載すること。）
(2) 損益計算書に関する事項（別表(ロ)により記載すること。）
(3) 減価償却、人件費等に関する事項（別表(ハ)により記載すること。）
(4) 従業員数に関する事項（別表(ニ)により記載すること。）

3．連結合計に関する状況

(1) 貸借対照表に関する事項（別表(イ)により記載すること。）
(2) 損益計算書に関する事項（別表(ロ)により記載すること。）
(3) 減価償却、人件費等に関する事項（別表(ハ)により記載すること。）
(4) 従業員数に関する事項（別表(ニ)により記載すること。）

(備考)

1．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2．関係会社に関する状況については、関係会社の各社ごとに作成すること。
3．連結合計に関する状況については、許可割賦販売業者等と関係会社各社との合計の数値を記載すること。ただし、許可割賦販売業者等又はその親会社が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第１号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合にあっては、当該連結財務諸表の数値を記載すること。

別表(イ)

貸借対照表に関する事項

名称	
区分	許可割賦販売業者等・関係会社・連結合計

（単位：千円）

貸借対照表（借方の部）				
決算期（西暦年）　年　月期			決算月数	ヶ月
			帳簿価額	修正価額
流動資産		1．現預金		
		2．受取手形 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		3．売掛金・施行未収入金 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		4．商品貯蔵品等在庫		
		5．前渡金		
		6．前払費用		
		7．未収入金・未収利息 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		8．有価証券		
		9．立替金・仮払金 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		10．短期貸付金 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		11．繰延費用（１年以内）		
		12．その他流動資産 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		13．貸倒引当金		
		14．流動資産計 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
固定資産	有形	15．建物・建築物・付属設備		
		16．什器備品・貸し衣装・装具		
		17．土地		
		18．建設仮勘定		
		19．その他有形固定資産		
		20．有形固定資産計		
	無形	21．借地権		
		22．その他無形固定資産		
		〔うち会員移籍に伴うのれん〕		
		23．無形固定資産計		
	投資等	24．長期貸付金 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		25．保証金（営業保証、前受業務保証）		
		26．預託基金		
		27．出資金 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		28．その他投資等 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		〔うち繰延費用（１年超）〕		
		29．貸倒引当金		
		30．投資等計 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		31．固定資産計 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		32．繰延資産		
		33．資産総計 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］

貸借対照表（貸方の部）				
負債	流動	34．支払手形 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		35．買掛金 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		36．短期借入金 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		37．１年以内返済長期借入金・社債 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		38．未払金・未払費用 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		39．会員前受金（１年以内）		
		40．買物券		
		41．商品券		
		42．預り金・仮受金 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		43．未払法人税等		
		44．賞与等諸引当金		
		45．その他流動負債 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		46．流動負債計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
	固定	47．長期借入金・社債 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		48．会員前受金（１年超）		
		49．その他固定負債 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		50．退職給付引当金		
		51．その他諸引当金		
		52．　固定負債計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		53．負債合計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
純資産	株主資本	54．資本金 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		55．資本剰余金 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		〔うち資本準備金〕 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		〔うちその他資本剰余金〕 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		56．利益剰余金 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
		〔うち利益準備金〕		
		〔うちその他利益剰余金〕		
		（うち任意積立金）		
		（うち繰越利益剰余金）		
		57．自己株式		
		58．株主資本合計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
	評価等	59．評価・換算差額等合計		
		〔うちその他有価証券評価差額金〕		
		〔うち繰越ヘッジ損益〕		
		〔うち土地再評価差額金〕		
		60．新株予約権		

61．純資産合計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
62．負債・純資産合計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］

（注記）

1　・繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「39. 会員前受金（1年以内）」ついては、‥‥‥による方法により算定した額を計上している。

2　．‥‥‥

（備考）

1　．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　．「修正価額」の欄には、資産（土地及び建設仮勘定を除く。）にあってはその帳簿価額が当該資産を評価した額を超えるとき、負債にあってはその帳簿価額が当該負債を評価した額を下るときに、その評価した額を記載すること。なお、修正価額欄を記載した場合は、該当する資産、負債各欄の各勘定科目の計欄及び合計欄は修正価額により計算した金額を記載するとともに、純資産合計欄も修正価格により計算した金額を記載すること。

3　．［うち関係会社間の取引］の欄には、許可割賦販売業者等及び関係会社相互間の取引高を記載すること（許可割賦販売業者等又はその親会社が連結財務諸表提出会社である場合は除く。）。

4　．「26.預託基金」には、指定受託機関へ預託した受託事業基金等の金額を記載すること。

5　・「40.買物券」には、前払式特定取引契約約款に基づき発行した証票の金額を記載すること（会員前受金と区分して計上している場合に限る。）。

6　・「41.商品券」には、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第３条第１項に掲げる前払式支払手段をいう。）として発行した証票の金額を記載すること（「40.買物券」に計上しているものを除く。）。

7　・（注記）欄に、繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「39. 会員前受金（1年以内）」に計上する割合について、その算定方法を記載すること。

別表(ロ)

損益計算書に関する事項

名称	
区分	許可割賦販売業者等・関係会社・連結合計

（単位：千円）

損　益　計　算　書		
決算期（西暦年）　年　月期	決算月数	ヶ月
	金額	修正金額
63．売上高 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
64．〔うち冠婚売上高〕		
65．〔うち葬祭売上高〕		
66．売上原価 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
67．〔うち減価償却費〕		
68．〔うち冠婚売上原価〕		
69．〔うち葬祭売上原価〕		
70．売上総利益		
71．販売費及び一般管理費 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
72．〔うち賃借料・地代家賃〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
73．〔うち支払手数料〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
74．〔うちその他費用〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
75．〔うち減価償却費〕		
76．営業利益		
77．営業外収益 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
78．〔うち受取利息・配当金〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
79．〔うち賃貸料・地代家賃〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
80．〔うち受取手数料〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
81．〔うちその他収益〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
82．営業外費用 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
83．〔うち支払利息〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
84．〔うちその他費用〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
85．経常利益		
86．特別利益 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
87．特別損失 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
88．税引前当期純利益		
89．法人税、住民税及び事業税		
90．法人税等調整額		
91．当期純利益		

（注記）

1．……

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．「修正金額」の欄には、貸借対照表の資産又は負債の評価により発生した損失のうち決算期に属する費用として金額を修正するとき、その他金額を修正する必要があるときに、その修正した額を記載すること。

３．［うち関係会社間の取引］の欄には、許可割賦販売業者等及び関係会社相互間の取引高を記載すること（許可割賦販売業者等又はその親会社が連結財務諸表提出会社である場合は除く。）。

別表(ハ)

減価償却、人件費等に関する事項

名称	
区分	許可割賦販売業者等・関係会社・連結合計

（単位：千円）

減　価　償　却、　人　件　費　等		
償却	92 ．減価償却限度額	
	93 ．減価償却実施額	
	94 ．償却限度額に対する過不足額	
95 ．役員報酬		
96 ．人件費		
97 ．募集費		
98 ．申告所得		

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(ニ)

従業員数に関する事項

名称	
区分	許可割賦販売業者等・関係会社・連結合計

（単位：人）

減　価　償　却、　人　件　費　等			
99 ．全従業員数			
内訳	正社員	100 ．外務員	
		101 ．集金員	
		102 ．施行員	
		103 ．小計（含む、その他）	
	臨時社員	104 ．外務員	
		105 ．集金員	
		106 ．施行員	
		107 ．小計（含む、その他）	

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(ホ)

会員前受金の内訳に関する事項

（単位：件、千円）

予約前受金の内訳			
基準月（西暦年）	年３月末	件数	金額
108 ．積立完了分			
109 ．積立未了分			
110 ．保留分			
111 ．合計			
決算期（西暦年）	年　　期	件数	金額
112 ．解約返戻金			

（注記）

1.　解約返戻金は当該決算期の数値を記入。

2.　それ以外は当該決算期に属する３月基準日の数値を記入。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(ヘ)

関係会社に関する事項

商号又は名称	代表者の氏名	主要な事業内容	住所又は所在地	議決権の所有又は被所有割合		営業上の取引関係
				所有割合（%）	被所有割合（%）	

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。